

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年7月9日
【発行者名】	野村不動産マスターファンド投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 吉田 修平
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿八丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	野村不動産投資顧問株式会社 執行役員 NMF運用グループ統括部長 増子 裕之
【連絡場所】	東京都新宿区西新宿八丁目5番1号
【電話番号】	03-3365-8767
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2024年7月9日開催の本投資法人の役員会において、本投資法人の主要な関係法人の異動が以下のとおり決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 異動があった主要な関係法人の名称、資本金の額及び関係業務の概要

①主要な関係法人となることが決定された法人

(ア) 名称

野村証券株式会社

(イ) 資本金の額

100億円

(ウ) 関係業務の概要

本投資法人による自己の投資口の取得に関する事務（取引一任契約に基づく自己投資口の市場買付に関する事務）

(2) 異動の理由及びその年月日

①異動の理由

本投資法人は、2024年7月9日開催の役員会において、取得し得る投資口の総数を60,000口（上限）、投資口の取得価格の総額を7,000百万円（上限）、取得期間を2024年7月10日から2024年8月15日までとする自己投資口の取得（以下「本自己投資口取得」といいます。）について決議し、併せて、本自己投資口取得のための市場買付けに係る取引一任契約を野村証券株式との間で締結し、自己の投資口の取得に関する事務を委託することを決定しました。これに伴い、本投資法人の一般事務受託者に異動が生ずることとなったものです。

②異動の年月日

2024年7月9日

なお、本自己投資口取得に係る買付期間の満了又は買付期間中に取得口数の上限若しくは取得価格総額の上限のいずれかに達した場合には、取引一任契約は終了し、以後、野村証券株式会社は一般事務受託者に該当しないこととなります。